

嵐山町町制施行 60 周年記念事業補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 25 日

告示第 4 5 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、嵐山町町制施行 60 周年を記念して、町に関係する各種団体(以下「団体等」という。)が自主的に企画し、実施する事業の推進を図るため、町制施行 60 周年を記念する事業(以下「記念事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体等(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) 所在地又は主たる活動場所が町の区域内である団体等
- (2) その他前号に準ずる団体等

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 補助対象団体が嵐山町の町制施行 60 周年を記念する目的で自主的に企画し、実施する事業。ただし、従前から実施している事業については、町制施行 60 周年を記念するために拡充した場合に限る。
- (2) 事業の実施については、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に実施する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 法令又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれのある事業
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者の統制下にある事業
- (5) 記念事業の品位を害し、又は正しい理解を妨げる事業
- (6) 町が実施する他の制度による補助の対象となる事業
- (7) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体の補助事業又は委託事業
- (8) その他町長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る経費で、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 既存事業の実施に係る経費
- (2) 他の補助金等の対象経費に含まれている経費

(3) 使途又は支払金額が不明な経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、一の補助対象事業につき5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、町制施行60周年記念事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 団体等構成員名簿

(4) 団体の概要がわかる書類

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1団体につき1回限りとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、町制施行60周年記念事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請をした団体等（以下「申請団体」という。）に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請団体（以下「交付団体」という。）は、補助対象事業の完了後、町制施行60周年記念事業実績報告書（様式

第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 実施状況報告書（別紙4）

(2) 事業の実施状況がわかる写真又はパンレット等の広報印刷物

(3) 収支決算書（別紙5）

(4) 領収書等当該補助対象経費に係る支出を証する書類の写し

2 前項の規定による報告は、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して30日以内の日又は令和10年3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、町制施行60周年記念事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により交付団体に通知するものとする。

(概算払)

第10条 町長は、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補助金の交付)

第11条 第9条の規定による通知を受けた交付団体及び前条の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする交付団体は、町制施行60周年記念事業補助金交付(概算払)請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(記録の保存)

第12条 交付団体は、補助金の交付に関する書類を当該交付のあった日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

(公表)

第13条 町長は、申請団体及び交付団体から提出された補助金の交付に関する書類を公表できるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった交付に関する規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

経費区分	内 容
報償費	イベント等の講師、出演者等への報償、謝礼等
1 件 10,000 円 以内の消耗品費	事務用品等消耗品の購入費、コンテスト及び競技大会等において授与する賞品購入費等
通信運搬費	事業実施に係る通信費
印刷費	チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等
委託料	機材の運搬・操作、会場警備費等、外部の事業者へ委託した費用等
借上料	イベント当日又は準備に係る会場の使用料、車両の借上げ料、各種機材レンタル料等
広告料	新聞折り込み費用、雑誌掲載料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
その他	その他町長が特に認める経費

町制施行 60 周年記念事業補助金交付申請書

嵐山町長 氏 名 様

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

嵐山町町制施行 60 周年記念事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

事 業 名	
補助対象経費総額	円
補助金交付申請額	円
備 考	

1 添付書類

- (1) 事業実施計画書（別紙 1）
- (2) 事業収支予算書（別紙 2）
- (3) 団体等構成員名簿（別紙 3）
- (4) 団体の概要がわかる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請に関する問い合わせ先

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号

別紙 1

事業計画書

団 体 名	
事 業 名	
事業実施日時 (期間)	
実施場所	
事業目的	
対象者及び 参加予定人数	
事業の内容・ 運営体制	

(注)複数枚にわたっても、別紙でもかまいません。

別紙 2

事業収支予算書

収入

(単位：円)

科目	予算額	説 明
町制施行60周年記念 事業補助金	円	
	円	
	円	
収入総額	円	

支出

(単位：円)

科目	予算額	説明
補助 対象 経 費	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
補助対象外経費	円	
支出総額	円	

※補助対象経費に説明は詳細に記載してください。

※補助対象外経費については、主なものを記載してください。

別紙 3

団体等構成員名簿

[illegible]

様式第2号（第7条関係）

町制施行60周年記念事業補助金交付決定通知書

嵐 収 第 号
令和 年 月 日

様

嵐山町長 氏 名

令和 年 月 日付けで申請のあった町制施行60周年記念事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額 円

令和 年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

団 体 名

代表者氏名

町制施行60周年記念事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け嵐収第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、別紙のとおり事業を実施したので、町制施行60周年記念事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 添付書類

- (1) 実施状況報告書（別紙4）
- (2) 事業の実施状況がわかる写真又はパンレット等の広報印刷物
- (3) 収支決算書（別紙5）
- (4) 領収書等当該補助対象経費に係る支出を証する書類の写し

3 実績に関する問い合わせ先

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号

別紙 4

実施状況報告書

事業名	
事業実施日 (期間)	
実施場所	
対象者及び 参加人数 (実績)	
事業実施概要 (内容・記念事業と しての成果・効果等) ※別紙可	

別紙 5

収支決算書

収入

(単位：円)

科目	予算額	説 明
町制施行60周年記念事業補助金	円	
	円	
	円	
収入総額	円	

支出

(単位：円)

科目	予算額	説明
補助対象経費	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
小計	円	
補助対象外経費	円	
支出総額	円	

※収入総額と支出総額が一致するようにしてください。

※説明は詳細に記載してください。

様式第 4 号(第 9 条関係)

平成 年 月 日

町制施行 60 周年記念事業補助金交付確定通知書

様

嵐山町長 氏 名

令和 年 月 日付け嵐収第 号で交付決定した町制施行 60 周年記念事業補助金について、令和 年 月 日に提出された実績報告書に基づき、次のとおり交付額を確定したので、嵐山町町制施行 60 周年記念事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

1 事業名

2 交付確定額

_____ 円

3 その他

様式第5号(第11条関係)

補助金交付(概算払)請求書

令和 年 月 日

嵐山町長 氏 名 様

団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け嵐収第 号で交付確定(交付決定)通知のあつた町制施行60周年記念事業補助金を下記とおり請求します。

記

1 事業名 _____

2 補助金確定(交付決定)額 _____ 円

3 補助金交付(概算払)請求額 _____ 円

4 補助金の振込先口座

金融機関 名		支店名等	
口座の種 類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義 人			